

薬生食輸発0201第3号
平成30年2月1日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

「平成29年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について
(ベトナム産赤とうがらしのイソプロチオラン及びプロピコナゾール並びに中国産蜂の子のテトラサイクリン)

標記については、平成29年3月31日付け生食輸発0331第2号(最終改正:平成30年1月29日付け薬生食輸発0129第2号)(以下「モニタリング通知」という。)に基づき実施しているところです。

今般、輸入時に実施した、中国産乾燥蜂の子の自主検査及びベトナム産冷凍赤とうがらしのモニタリング検査において、食品衛生法違反の事例があったことから、食品衛生法違反の可能性を判断する目的で、中国産蜂の子及びベトナム産赤とうがらしに係るモニタリング検査の頻度を30%に引き上げ、食品衛生法違反の製造者、製造所、輸出者又は包装者に対して輸入の都度の自主検査を実施することとし、モニタリング通知の別表第2(製造者、製造所、輸出者及び包装者の欄を除く。)及び別表第3に下記を追加しますので、御了知の上、関係業者等への周知方、よろしく申し上げます。

記

検査強化日	対象国・地域	対象品目	検査項目	製造者、製造所、輸出者及び包装者
平成30年2月1日	中国	蜂の子及びその加工品(簡易な加工に限る。)	テトラサイクリン	QINGHAI XINKAI INDUSTRIAL CO., LTD.
	ベトナム	赤とうがらし及びその加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬(イソプロチオラン)	VINH NGHI TRADING SERVICES TRANSPORT CO., LTD
			残留農薬(プロピコナゾール)	VINH NGHI TRADING SERVICES TRANSPORT CO., LTD